

松戸市民児協だより

愛の小鳩



2019/1

No.58

編集と発行＝千葉県松戸市民生委員児童委員協議会（松戸市役所地域福祉課 047-366-3019）

〔年2回発行〕

さらなる 一歩

今号の案内

- 平成30年度地域福祉セミナー
千葉県中堅民生児童委員研修会
第68回社会を明るくする運動
- 災害発生！ そのとき民生児童委員の活動は
- 「さらなる一歩」に向けて！！
防災・災害対策連絡会 主任児童委員連絡会 広報委員会
- こんな時にはここにつなごう
- 福祉用語集 編集後記

平成30年度 地域福祉セミナー



平成30年9月28日、松戸市民会館で「感染症から命を守ろう!」と題されて、松戸市社会福祉協議会主催による平成30年度地域福祉セミナーが開催されました。

今回は、第一部基調講演、第二部シンポジウムの構成で行われました。

基調講演では、厚生省健康局結核感染症課課長 三宅邦明氏による「我が国の感染症対策について」及び内閣官房国際感染症対策調整室新型インフルエンザ等対策室企画官 長谷川学氏による「新型インフルエンザ対応と国際感染症対策」が話されました。



シンポジウムは、「松戸市の感染症の現状と対策」のテーマで、シンポジストとして、基調講演者のお二人と、千葉県松戸健康福祉センター疾病対策課主任保健師 佐藤千里氏の「松戸市の感染症発生状況」、松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会会長 梶原栄治氏の「高齢者施設における感染予防対策」、松戸市保育園協議会会長 知久隆氏の「福祉施設等での感染症対策の実際」及び松戸市立福祉医療センター東松戸病院看護局感染管理認定看護師 小倉

恵美氏の「家庭でできる感染症予防」について4名のパネラーのそれぞれの説明が行われ、コーディネーターとして千葉県松戸健康福祉センターセンター長 新玲子氏によるディスカッションが行われました。

いろいろな感染症が流行している中、保育園や高齢者施設だけでなく、各家庭でできる予防策、対策がたくさんあり有効であることが理解できました。



平成30年度千葉県中堅 民生委員児童委員研修会

平成30年10月12日、柏市「さわやかちば県民プラザ・ホール」で300人を超える参加者のもと研修会が開催されました。

本研修会は、福祉関連新法(講義Ⅰ)や地域の福祉課題(講義Ⅱ)を学習し、地域住民への相談、支援に関する理解を深め地域社会の福祉の向上に資することを目的に開催されました。

講義Ⅰでは、弁護士 佐久間水月氏の「障害者差別解消法&障害者虐待防止法」一人ひとりを大切に」の講義でした。講義の骨格は、「共に生きる」の意味を軸にして「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県」(くり条例)(平成18年10月制定)により「なくすべき差別」を具体的に定め明確化しました。

また、平成28年4月に制定された「障害者差別解消法」について、県民に周知を図り、法律、条例について理解を深めるため、諸々の事例を取り上げ説明されました。さらに、平成24年10月に「障害者虐待防止法」の施行により、障害者虐待禁止が明示されて「すべての虐待は禁止される」と強調されました。

多岐にわたる事例に対応することは難しいが、一人ひとりを大切にそれぞれ自分らしく、人権尊重を基本にして人と人とのつながりを大切にしていこう

が必要であると締めくくられました。

午後の講義Ⅱでは、「地域で暮らしひとり親家庭の現状と課題」として野田市児童課 母子・父子自立支援員 田中恵子氏の野田市の具体的な事例を取り上げ、説明と対策についての講義でした。日常的な支援活動の苦労話は他市とも共通していると感じました。ひとり親となってしまうと市からの援助だけでは生活は難しく、その対策の強化が重要であると切に感じる研修でした。



第68回社会を明るくする運動 「講演会とコンサート」

平成30年7月21日、松戸市民会館で開催されました。

総理大臣メッセージ伝達、松戸市長ほか来賓の挨拶の後、作文コンテスト受賞作の朗読、続いて聖徳大学名誉教授 末永清氏の「規則を守る人、守らない人、そして、ちょっと悪い人」の演題で講演がありました。

最後に、松戸市立河原塚中学校吹奏楽部の楽しいコンサートで終わりました。参加された方々、ご苦労様でした。

災害発生！ そのとき民生・児童委員の活動は・・・

ここ数年、大地震・集中豪雨・大型台風など、大規模な被害をもたらす自然災害が各地で発生しています。幸い、今のところ松戸市は大きな被害を受けていませんが、いつ発生してもおかしくない状況にあります。災害が発生したときに、私たち民生委員・児童委員は何をしたらよいのでしょうか。

そこで、各団体で今までまとめられたさまざまな資料やそのポイントを紹介して、われわれがとるべき行動を再認識することに役立てていただきたいと思います。

H18.3	(内閣府)	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」	H19.3 能登半島地震 H19.7 中越沖地震
H19.8	(厚生労働省)	「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」	
H22.9	(全民児連)	「災害時要援護者支援活動」の推進に関する方針	H23.3.11 東日本大震災
H25.8	(内閣府)	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取指針」	
H25.8	(全民児連)	「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針(第2版)」	H27.9 関東・東北豪雨 H28.4 熊本地震 H30.8 台風21号 H30.9 北海道胆振東部地震
H26.1	(全民児連)	「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」	

年表で振り返る:民生委員による災害時に向けた取り組みと国等の動向(ちば民児協だより67号から抜粋)

上記の年表のように、内閣府など国を中心としたガイドラインや指針等が出されてきましたが、それらを全て理解することは困難です。その間、東日本大震災などの大規模災害が繰り返し発生して、それらの状況をも踏まえた結果が「災害に備える 民生委員・児童委員活動ハンドブック」としてまとめられており、これを理解しておくことは有効と言えます。ここでは、そのポイントを紹介します。

【民生委員による災害時要援護者支援活動のポイント】

- ① 主たる役割：地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれなく届くようにすること
- ② 災害対策：平常時の取り組みが重要であること
- ③ 災害発生時：まず自分自身と家族の安全確保を最優先とすること



全国民生委員児童委員連合会 編

【災害に備える民生委員活動10か条】

- ① 民生委員自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える
- ② 自らの安全と健康を守ることがなにより重要
- ③ 民児協だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む
- ④ 民生委員が担う役割について住民に周知する
- ⑤ 日々の活動の延長に災害時要援護者支援活動があることを意識する
- ⑥ 災害対策は平常時の活動がきわめて大切であることを意識する
- ⑦ 災害時要援護者台帳の作成、保管、活用方法について検討する
- ⑧ 行政等との情報提供、情報共有を重視する
- ⑨ 発災時の委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視する
- ⑩ 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

最後に (今後の対応提案)

各地区で要援護者についてのリストや防災マップもお持ちだと思いますが、多発する災害を参考にしながら、自分たちの地域や地区の特徴を把握し災害に備える認識や対策・訓練を行うことが重要です。各地区で再度認識を合わせることで、災害時の取り組み・活動を話し合い、マニュアル化するなどの活動につなげてみてはいかがでしょうか。 ※松戸市ホームページにも防災/ハザードなど各種マップが掲載されていますので、活用してください。

<https://www.sonicweb-asp.jp/matsudo/map>

『せうなる一歩』に向けて!!

第57号で紹介の3部会に続き、2連絡会(防災災害対策・主任児童委員)1委員会(広報)の活動状況を各会から紹介していただきます。

防災・災害対策連絡会

(1) 活動紹介

防災・災害対策連絡会は、松戸市民児協に設立されて5期目になります。今期は次の活動などから取り組み始めています。

「計測震度計」を松戸市役所駐車場で確認。震度情報は気象庁に送られ、報道機関などを通して公表されます。

危機管理課作成の「松戸市の防災」を確認。被災者の1割が避難所に、残りの9割は自宅で避難生活をする想定になっています。

(2) 活動目的

市民児協は、平成18年6月に防災・災害対策連絡会を設置しました。

災害時にニーズの把握や安否確認体制及び防災・災害に向けた啓発活動など左記事項について取り組んでいます。

- ・ 災害に備え民児委の活動を調整・推進
- ・ 防災・災害活動に関する情報の収集及び情報の提供
- ・ 研究課題を設定し、情報の交換を行うと共に研修会、見学会を実施し、共有化を図り各地区に報告し、レベルアップを狙う
- ・ 災害に備えた民児委の活動について検討

(3) 関連施設などの見学

① 西部防災センターの見学

防災体験ツアーに参加しました。震度6の揺れ。風速30m、雨量30mmの暴風雨。水消火器による消火。煙の中を安全に避難する。火災と救急で慌てずに通報する。心肺蘇生法などを体験。

② 地震など被災地の視察
前期は、中越地震で山肌が崩れたままの旧山古志村や鬼怒川の堤防決壊した常総市の現場を視察しました。

③ 首都圏外郭放水路の見学
この施設は、中小河川の洪水を地下に取り込み、トンネルを通して江戸川に流す地下放水路です。「地下神殿」と呼ばれています。所在地は埼玉県春日部市にあります。団体見学は月曜日のみで26名以上です。

施設の詳しい説明を受けた後、「階段昇降」の注意事項を聞いて、職員の先導でゆっくりと降りて最深部に到着。調圧水槽の説明を聞いた後、記念撮影。気温13度で外気温との違いを感じました。10分間の見学時間は瞬く間に終わり、再び職員の先導で階段を昇り地上に戻りました。
いざという時の水害から命を守ってくれる巨大な水路であることを実感しました。

(4) 活動における問題点

災害に対する備えが、町会ごとで大きく違います。

備蓄品のチェックや避難訓練を確実に実施している町会もある一方で、防災倉庫すら無い町会もあります。準備不足の町会に、部会としてどう対処していけばよいのか。

(5) 今後の活動

大地震が発生した時、被災者の9割は在宅避難との想定ですが、給食や物資の配給が必要であれば、避難所に向き、避難者としての物資を受け取ることができません。この事をできるだけ多くの住民に伝えていきたい。



防災関係者と共に首都圏外郭放水路を見学

主任児童委員連絡会

主任児童委員連絡会は、18地区2名ずつの選出ですが、現在1名の欠員があり、35名で活動しています。

そのうち約3分の1が在任1期目であり、ほぼ全国平均と同じです。

定例会は隔月第3水曜日に開催して、年間計画に基づき、年ごとに6回、主に市民会館で行っています。

(1) 活動紹介

29年度の研修

5月

「地域リーダー養成研修」報告

7月

「子どもの貧困と虐待の現状」について

(ちば女性と子供のサポートセンター)

9月

「人権センター」施設取材

11月

「全国大会」報告

1月

「晴香園」施設見学

3月

子ども家庭相談課による「児童福祉法」改正後の松戸市の取り組みについて

30年度の研修

5月

各地区活動報告

7月

子ども政策課による「松戸市子ども統合計画」について

9月

スクール・ソーシャル・ワーカーによる「S・S・Wの役割と現状」

11月

児童養護施設「蛭雪学園」見学

1月

子どもの未来応援担当室による「松戸市の子どもの貧困」

3月

国際交流協会による「外国人子どもへの支援」について

その他、各事例に対しての意見交換、交流などを行います。

(2) 活動目的

主任児童委員連絡会規定では、

○地区民児協の活動を共有し、会員相互の理解と協調を深めて地区間の相互協力体制を確立し、会員の知見の向上をはかる

○習得した内容を所属する地区民児協に報告し、その活動に寄与する

とあります。

その目的を、随時確認しつつ活動しています。

(3) 活動における問題点

活動中の様々な問題点を、活動の「課題」として捉え取り組んでいます。

学校や関係機関から把握できた情報は、各地区民児協と共有し、対応を進めています。

定期的に学校との連絡協議会が開かれ、回を重ねて信頼関係や成果を蓄積している地区が増えてきました。

一方で、その連携を構築中のところもあります。主任児童委員の役割を地区内外に理解していただき、いかに子育て家庭の身近な存在となり、安定した子育て支援へのパイプ役になれるかが課題です。



定例主任児童委員連絡会

(4) 主任児童委員の役割

主任児童委員は民生委員・児童委員として、区域内の担当委員間の調整役や市区町村や関係機関との連絡の窓口の担い手として期待されており、

日頃の役割が果たせるように、地域の福祉資源や行政の取り組みなどを理解して、相互の協力体制を築き、連携を強めています。

これからも地区民児協の一員としても協働し、幅広いネットワークの構築に貢献できるように研鑽を重ねていきたいと願っています。



2017年9月人権センター研修

広報委員会

(1) 活動紹介

広報委員会は、松戸市民児協に設立され7期22年目となります。松戸市内18の地区民児協から各一人が選出され、毎月第一金曜日に市民会館会議室に集まり、広報誌「愛の小鳩」の発行に向け討議と制作作業に携わります。

毎年2回、任期中3年で6回発行しますが、18人の広報委員を3つの班にして6人ずつが広報誌をページ分けして、誌面を作っています。



広報活動の撮影現場

広報誌「愛の小鳩」の表紙を飾るタイトルは、先輩の功績をたえ、創刊以来、元民生委員の青木耀子さんのオリジナル文字を使わせていただいております。表紙の写真は四季折々の風景や松戸市民の元気な様子を載せております。

2～3ページは松戸市民児協開催の行事や出来事を報告しています。

4～6ページはテーマを委員会や班会議で決め、時期と要望を踏まえ、吟味・掘り下げて、まとめ上げていきます。

7～8ページは民生委員の活動状況や必要不可欠な情報・語句説明等を内容にして掲載しております。

最後の編集後記で、担当した広報委員が編集に携わった思いや考えをお届けします。

(2) 活動目的

広報委員会規定の第2条で「委員の活動等に必要な知見を提供するとともに委員相互の理解と協調を深め、それらの活動を関係機関および地域住民に周知するために必要な業務を行う」と記述されています。

また第9条では「広報委員会の運営は委員の合議で行い、定期的年12回開催し、その他の目的達成のために必要な会合を開く」と述べています。

さらに

第10条 広報委員会委員長は活動状況を理事会に報告する

第11条 理事会は広報委員会の報告を審議し、疑義のある場合は委員会と協議する

第12条 担当理事は、広報委員会の会合に出席して、指導ならびに助言を行うことができる

と理事会と広報委員会の関わりが書かれています。

年2回広報誌「愛の小鳩」の発行が前記の第2条の実践となります。

第9条からも定期的に毎月1回以上の会合と不定期な班会議を開き、より一層の誌面の充実と広報委員間の協調と知見を深めています。

(3) 活動における問題点

広報誌を発行するまでに5～6か月を費やし、行事やテーマの選択と内容に18人の意見や考えが反映されますので、まれに相互の誤解が生じますが、話し合いを深めて意思の疎通を図ります。

目標は一つであり、お互いに理解と主張を大切にして進めております。

3つの班がそれぞれに知恵を絞り、全体のバランスと個性的な表現や発想も尊重しつつ、広報誌としての形式を整えなければなりません。

今日まで50号を超える発行で、長い間にわたり諸先輩の努力で誌面の様式や内容が確立してきました。

これらをつまみ、読者の視点で、新鮮で魅力を備えた「読みたい、知りたい」誌面作りに近づくよう努めています。しかしながら「発行側からの一方通行になっていないか、関心と興味を持ってもらえるか」と反応が気になり、

発行日まで落ち着かないこともありま

(4) 今後の活動

「機関紙・広報誌とは何か」の原点に戻って、松戸市広報課や地域福祉課と連携・指導を仰ぎながら、多くを学んでいきたいと考えます。

さらに取材・編集の基本にかえり、民生委員・児童委員に関するいろいろな情報のアンテナを立てております。今後とも、松戸市民児協に関わるイベントや日頃の民生委員活動を広く理解していただきたく、広報誌を通して情報を提供していきます。



2018年5月第1回全体研修会

こんな時には「こころづな」

介護保険課給付班 366-7067

軽度生活援助事業



軽度な日常生活の援助を依頼できる
 ミニ援助券を発行します。

対象者

- ・75歳以上のひとり暮らしの方
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・40歳以上で介護認定のあるひとり暮らしの方

費用

・65歳以上の事業対象者で基本チェックで該当した人で一人暮らしの方

提供限度

ミニ援助券一枚(一時間につき100円)

利用は月一回まで

援助内容により一回三枚まで利用可能

●担当部署 市役所介護保険課給付班

緊急通報装置設置事業

緊急時にボタンを押すとコールセンターへ通報できる緊急通報装置を貸し出します。

《申請方法》地区の民生委員を通じて申請してください。

対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・市民税が非課税の方
- ・電話回線をお持ちの方(携帯電話は不可)

費用 無料

※通話料金、電気料金は自己負担

提供機器

- ・固定型機器(本体)
- ・ペンダント型無線機(室内用)
- ・安否確認センサー
- ※家の鍵の預かりが必要

●担当部署 市役所介護保険課給付班

配食サービス

外出および食事の用意が困難な方に夕食を直接手渡すことで安否の確認を行います。



《申請方法》担当ケアマネジャーを通じて申請して下さい。

対象者

65歳以上の要介護・要支援の認定または、要支援相当の特定を受けた人で心身の障害および傷病等により外出および食事の用意が困難な次に該当する方

・一人暮らし世帯

・高齢者のみの世帯

・高齢者と障害者の世帯

※買い物ができる方および、日中独居の方は対象外

●費用 一食 400円

指定業者から配食サービス利用券を購入し、弁当と引き換える

●提供限度 週4日以内

●担当部署 市役所介護保険課給付班

家族介護慰労金支給事業

在宅で要介護高齢者等を介護している家族に対し、慰労金を支給します。

対象者

介護保険で要介護4または5と認定されているが一年間介護保険サービスを受けなかった高齢者等を在宅で介護している市民税非課税世帯の同居家族

●費用 無料

●提供限度 年額10万円を支給

●担当部署 市役所介護保険課給付班

介護用品紙おむつ等支給事業

在宅で紙おむつを使用している高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつを支給します。



対象者

介護保険で要介護3〜5と認定され、紙おむつを使用している方を在宅で介護している家族で、要介護者・家族共に市内に住民票があり居住している方

●費用 無料

提供限度

市の指定した品目から紙おむつを選択

【要介護3】月1組

【要介護4〜5】

・市民税非課税世帯・・・月2組

・市民税課税世帯・・・月1組

●担当部署 市役所介護保険課給付班

福祉まるごと相談窓口

福祉に関する困り事(ダブルケアの相談、サービスや制度を知りたい、どこに相談して良いのかわからない等)の相談窓口です。

電話相談専用ダイヤル (366-1100)

費用 無料

その他

受付時間

平日 9時〜17時

担当部署

市役所高齢者支援課



福祉用語集

前号では福祉の法制度に関わる用語をいくつか載せましたが、今号では、身近な活動の中で耳にすることや、これから注目されるであろう用語を取り上げてみました。

アクティビティサービス

脳や心身機能の維持・向上を図るための様々な活動（アクティビティ）を提供するサービス。お茶やおしゃべり、歌など様々なレクリエーションを通して仲間づくりを進め、いきいきと元気に暮らしていくことを目的とする。全国の各市町村で社会福祉協議会が展開している「ふれあい・いきいきサロン」は、コミュニティワークとしての予防的福祉活動や地域組織化の一環としても注目され、アクティビティサービスといえばこれを指すものと、受けとめられている。

アウトリーチ



支援が必要であるにもかかわらず、その手が届かなかったり、外部との関わりを無視・拒否したりする人に対して、行政や福祉事務所などのソーシャルワーカーが向いて行って根気よく働きかけ、障害者や高齢者などの住民

のニーズを積極的に発掘し、サービスの利用を実現させる取り組みのこと。

介護休業

家族の介護のために仕事を休むことのできる育児・介護休業法に基づく制度のこと。一定期間、無給または有給で休業した後、再び仕事の戻ることができる制度であるが、現在はまだ一般に普及しきっていない。

ケアマネージャー

介護支援専門員（ケアマネ）のこと。介護保険制度施行に伴い新たに誕生した専門職。業務は、介護サービス計画の作成、事業者・施設などとの連絡調整認定調査業務などである。介護支援専門員は、都道府県が行う資格試験の合格後、研修を受けて資格認定がなされる。受験資格には、介護や医療の実務経験などの規定がある。

高齢者虐待防止法

対象となる65歳以上の方（介護の要不要は問わない）を虐待から守る法律。主に5つの虐待（身体的・ネグレクト・心理的・性的・経済的）を規定し、行為を発見した者は速やかに通報する努力義務がある。

ソーシャルワーカー

社会福祉の立場から、経済的・心理的・社会的問題を抱える人の相談業務を担い、支援の手を差し伸べ問題の解決に導く専門職。社会福祉士、精神保健福祉士を指すことが多い。

パーソンセンタードケア

認知症をもつ人を一人の「人」として尊重し、その人の視点や立場に立つて理解し、ケアを行おうとする認知症のケアの考え方。

プライマリケア

病気になったときに最初にかかる保健医療システムで、「かかりつけ医」がそれに該当する。一次医療ともいわれ、病気の早期発見・早期治療を目的として、治療だけでなく予防からリハ

ビリテーションまでを提供する、継続的で総合的な地域医療のこと。総合診療医や家庭医とよばれる医師たちがその役割を担う。



編集後記

昨今、記録的な大雨や大型の台風、地震など日本各地で大きな災害がおこっています。もし、私たちの地域で災害が発生した時、民生委員として、どう活動したらよいかいくつか資料を載せました。各地区での話し合いの一助となれば幸いです。また日々の活動に活かせるよう「こんなときはここにつなごう」も松戸市の資料からいくつか抜粋しました。

前号に引き続き、防災・災害対策連絡会、主任児童委員連絡会、広報委員会の活動を紹介しています。ご協力ありがとうございました。

最後に表紙の写真ですが昨年冬の小金原の公園で早朝に撮影したものです。広報紙の表紙を飾るために足跡のつかない早朝をねらったそうです。